

令和3年5月18日通知、5月28日改訂、6月21日改訂、7月12日改訂
本学学生の皆さんへ

副学長 平山浩一

北海道のまん延防止等重点措置は7月11日に解除になりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための本学の行動指針（BCP）及び北海道からの要請に則り、本学学生の皆さんは、7月12日から当面の間、以下を守って行動してください。特に、飲み会や複数人での食事などは感染拡大のリスクが非常に大きいため、厳に自粛してください。

- ・ 大学の建物に入るときにはマスク着用を必須とし、3密を避け、都度手指の消毒を必ず行ってください。
- ・ 授業は現行通り、対面で実施している実験・実習・演習及び大学院の講義などの授業はそのまま対面で行われ、その他はオンライン授業とします。自宅（下宿、アパート等を含む）でオンライン授業を受講することが困難である学生は、学内の指定された講義室等で受講してください。また、対面授業の受講のため、その前後のオンライン授業（特に、ライブ配信の授業）を休み時間等で自宅に戻ってから受講することが困難である場合にも、学内で受講してください。なお、感染拡大状況によっては全てオンライン講義となることも予めご了解ください。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域との往来は自粛してください。緊急事態宣言期間中に対象地域に滞在（日帰りを含む）した学生には、北見への移動日が緊急事態宣言期間中であれば10日間の自宅待機期間、緊急事態宣言解除後であれば解除日から10日間経過までの自宅待機期間を設けます。自宅待機期間中は対面授業を受講できなくなり、授業は欠席扱いとなりますので、対象地域への不要不急の帰省や旅行等は自粛してください。なお、ワクチン2回目接種後1週間を経ている場合は、自宅待機を免除します。また、緊急事態宣言の対象地域以外からであっても、札幌市との不要不急の往来は自粛するとともに、北見に戻った後では感染拡大防止に十分留意した行動を徹底してください。
- ・ 指導教員の指示にしたがって、22時までは研究室での研究活動が可能ですが、可能な限り、研究室での滞在時間を短くしてください。
- ・ 図書館、生協の利用では、各施設の利用方法に従ってください。
- ・ 発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状がある学生は、大学敷地内への立ち入りを禁止します。
- ・ 体調のすぐれない学生には、不要不急な大学の建物内への立ち入り、研究室への立ち入りおよび図書館利用を禁止します。
- ・ 帰省等における親類や友人との会食等では感染防止に十分配慮してください。
- ・ 学内における複数人での会食を禁止します。
- ・ サークル活動及びそれに準ずる活動は、学生団体活動再開届が受理されて活動が許可されていた場合、感染拡大に最大限配慮した上で、活動の再開を許可いたします。ただし、就職活動等のやむを得ない事情により、札幌市との往来や札幌市からの来訪者と接触した者には、10日間のサークル活動禁止期間を設けます。

- ・ 学内、学外を問わず、サークルにおける飲食を伴う歓迎会、コンパ等を当面の間禁止とし、違反があった場合にはサークル活動停止とします。
- ・ アルバイトは、感染防止対策が十分であるものに限り許可します。
- ・ 北海道からの以下の要請に沿って行動してください
 - 飲食の際には「黙食」を実践する（学内、学外とも）
 - 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会等は自粛する
 - 大人数での会食が避けられない場合はグループ旅行等の旅行を自粛あるいは延期する

今後も、大学からの具体的な指示および皆さんの参考となる情報は本学ホームページにて逐次公開する予定です。学生の皆さんは毎日本学ホームページを確認するようお願いいたします。

本学は皆さんの学習機会が損なわれないように全力でサポートします。学生の皆様も自分自身はもとより大学を含め地域の生活を守り、なにより生命を守るため、大学の一員としての自覚を持ち責任ある行動を心掛けてください。